

(試行導入) 草刈り機械等の無償貸出し

宮崎、都城、西都、延岡土木事務所への試行的導入

河川区域の草刈り作業従事者の身体的な負担減少と作業環境改善を目的として、上記4事務所が所有する草刈り機械等を無償で貸出します。

※貸出しの対象は、4事務所管内で河川パートナーシップ事業に従事する団体を基本とします。

※配備事務所の選定は活動実績をもとに行っています。今後、草刈り機械等の活用状況を参考に他事務所管内への配備も検討します。

(注意) 機械等の故障による修繕対応などにより貸出しができない場合もあります

◆ 自走式草刈り機械

平面

不整地に強い大型機械



◆ 自走式法面草刈り機械

平面・法面

ハンドルが自在に上下左右に動く



◆ 付属品

必要に応じてアルミブリッジと燃料携行缶も貸出します。
※燃料携行缶は空の状態での貸出しとなります



アルミブリッジ

L=1,800mm

W=300mm

燃料携行缶
容量：20ℓ

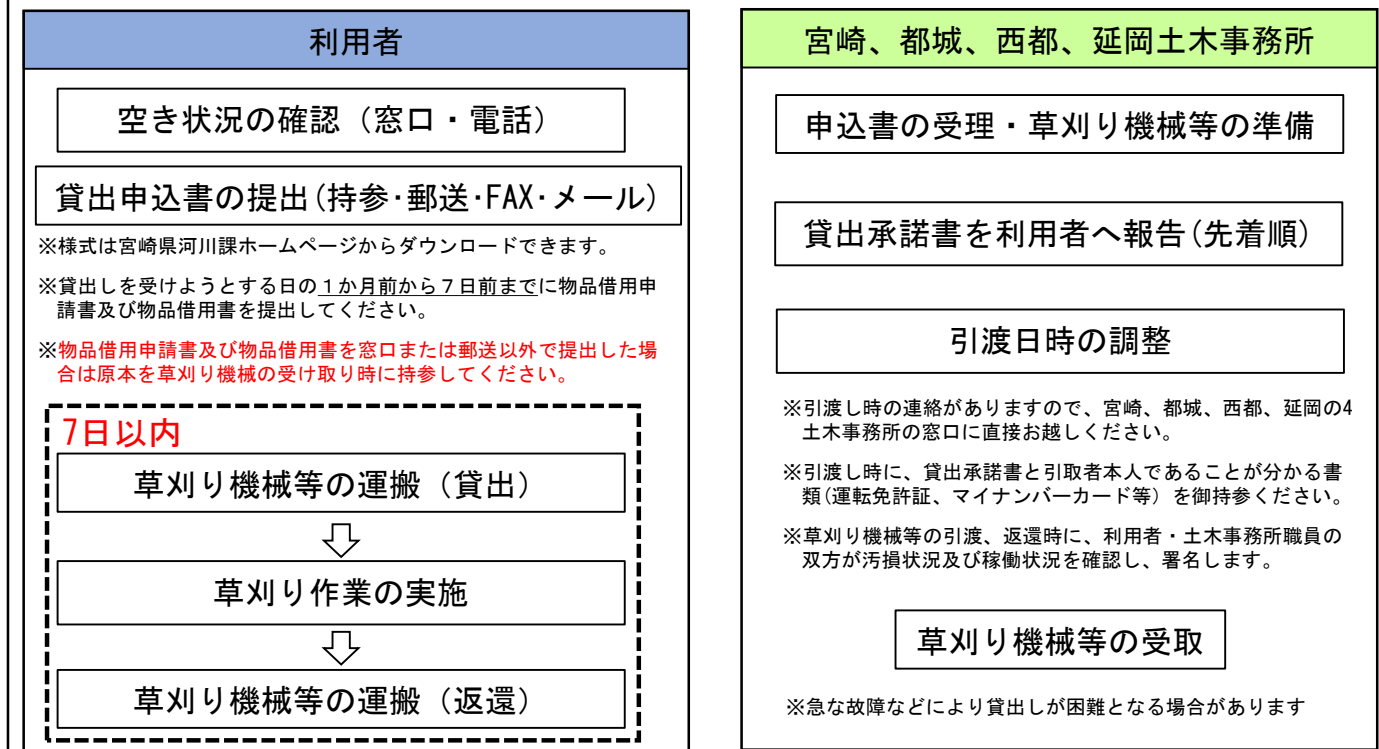


<利用に当たっての注意事項>

- (1) 草刈り機械等の運搬・作業にかかる費用は借受者の負担となります。
(草刈り機械等の返還時は給油可能容量の上限まで給油し、その費用を負担するものとします)
 - (2) 草刈り機械等の引き渡し時は、「草刈り機械等貸出承諾書」、取引者本人であることが分かる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を御持参ください。
 - (3) 草刈り作業前には施工状況を把握し、落下物による機械の故障や転倒など事故のないよう注意をお願いします
 - (4) 草刈り機械等の破損、故障その他の異常や草刈り機械等の操作により第三者に損害を与えた、または自らが損害を負ったときは速やかに所管の土木事務所窓口へご連絡ください。
※事務所への報告に関する詳細は、貸出しに関する要領の第12条をご参照ください。
 - (6) 返還時、作業における泥はねによる汚れ、駆動部等への草の巻き付きなどがある場合は清掃の上返却してください。（清掃方法は取扱い説明を参照ください）
- ※詳しくは、宮崎県河川課ホームページをご確認ください。

草刈り機械等に関する申請手続き方法について

1. 手続きの流れ



2. 手続き窓口

【受付時間】 平日午前9時から午後4時

- 宮崎土木事務所 用地課管理担当
 住所：宮崎市橋通東1の9の10
 電話：0985-26-7285 FAX：0985-26-7320
 mail：miyazaki-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
- 都城土木事務所 用地課管理担当
 住所：宮崎県都城市北原町24の21
 電話：0986-23-4512 FAX：0986-24-3755
 mail：miyakonojo-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
- 西都土木事務所 総務課管理担当
 住所：宮崎県西都市大字三宅字下鶴9451
 電話：0983-43-2221 FAX：0983-42-1040
 mail：saito-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
- 延岡土木事務所 用地課管理担当
 住所：宮崎県延岡市愛宕町2の15
 電話：0982-21-6143 FAX：0982-21-6143
 mail：nobeoka-doboku@pref.miyazaki.lg.jp

